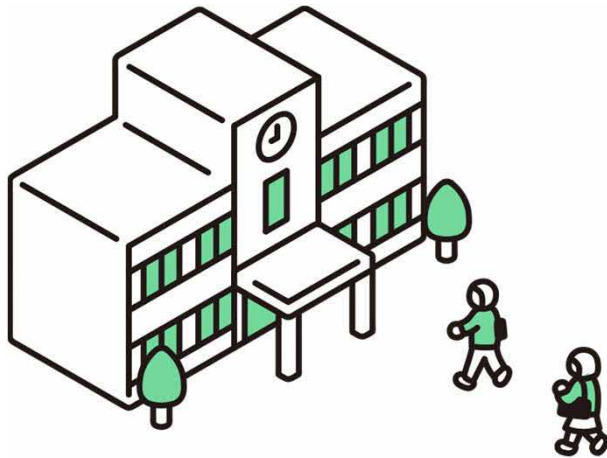


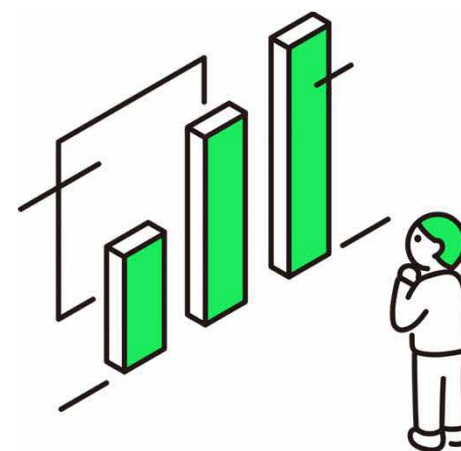
不登校の現状と いじめについて



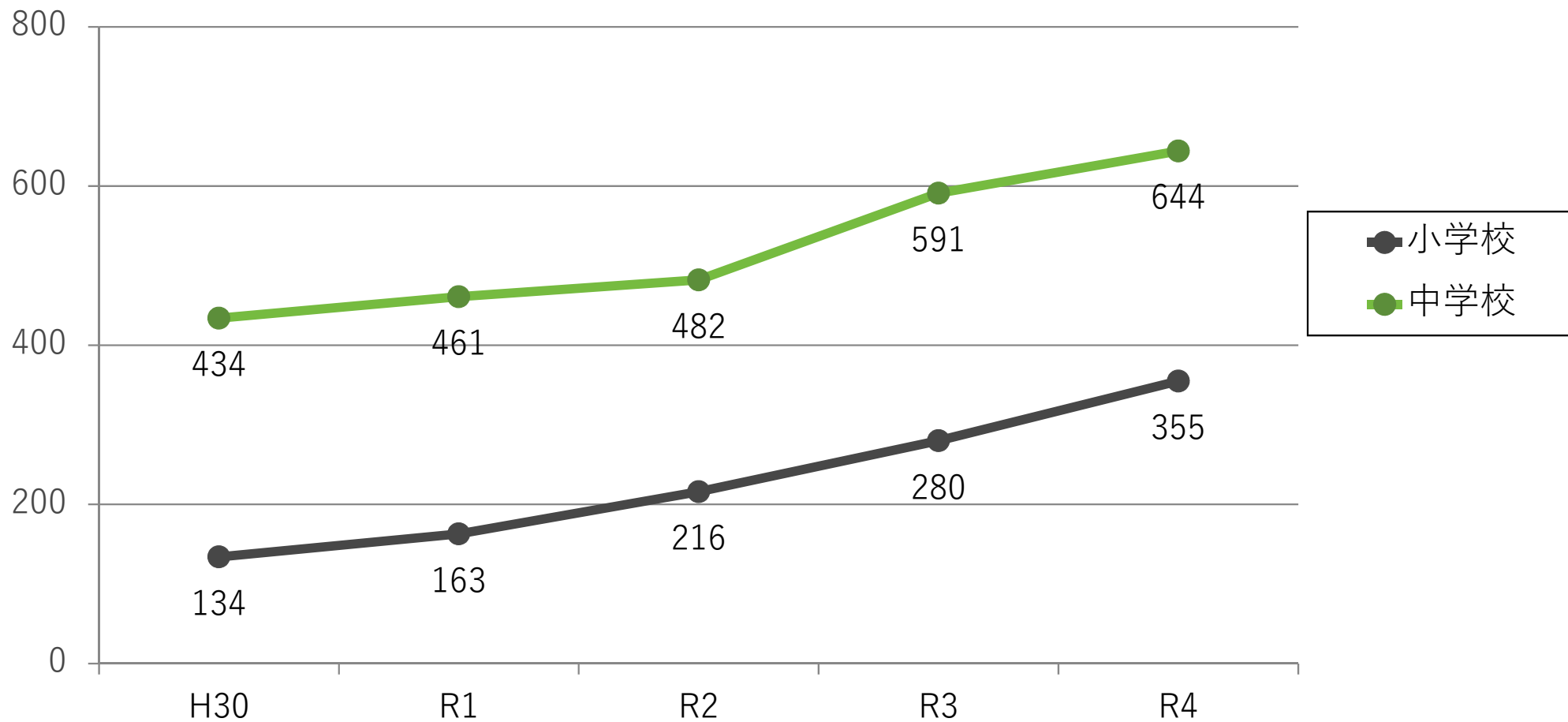
枚方市教育委員会
児童生徒支援課

1

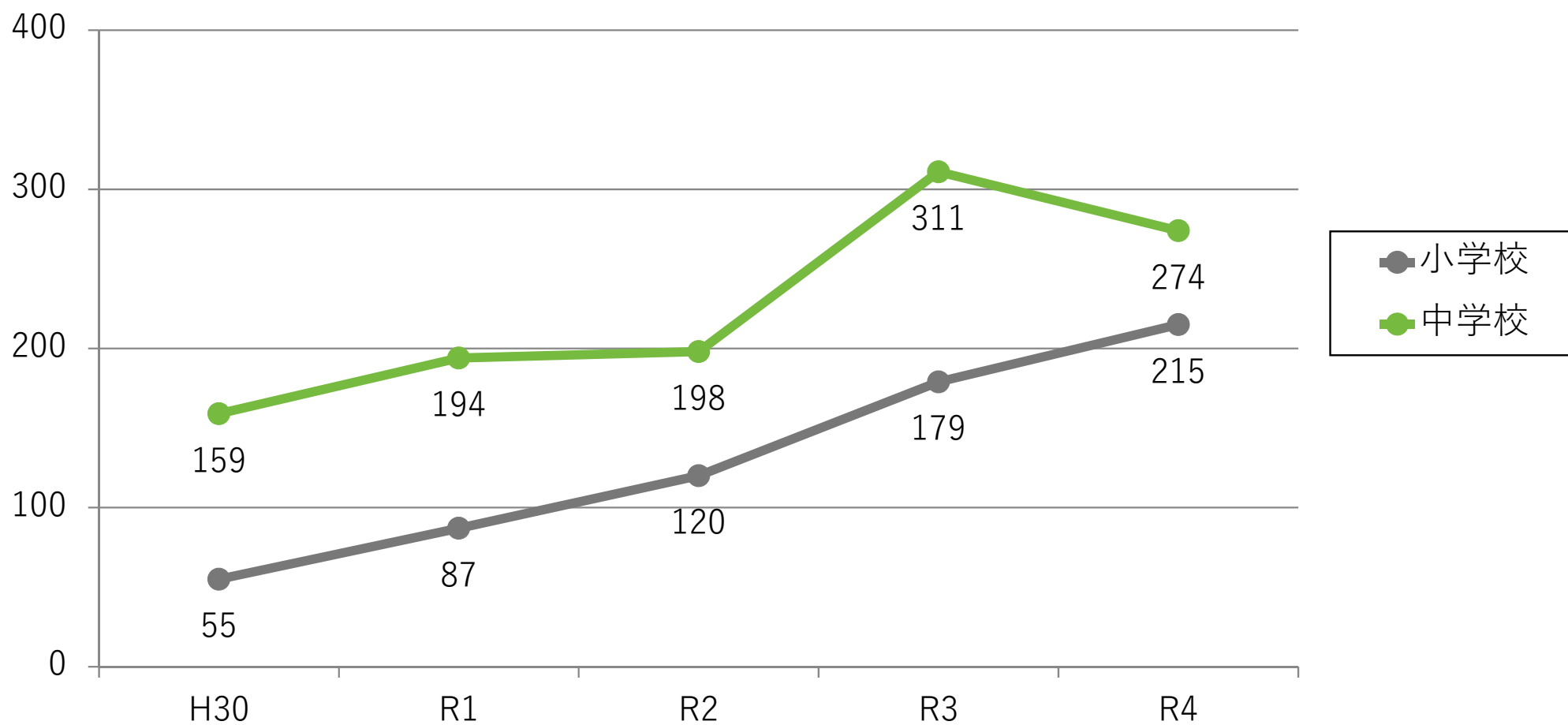
枚方市の不登校の現状



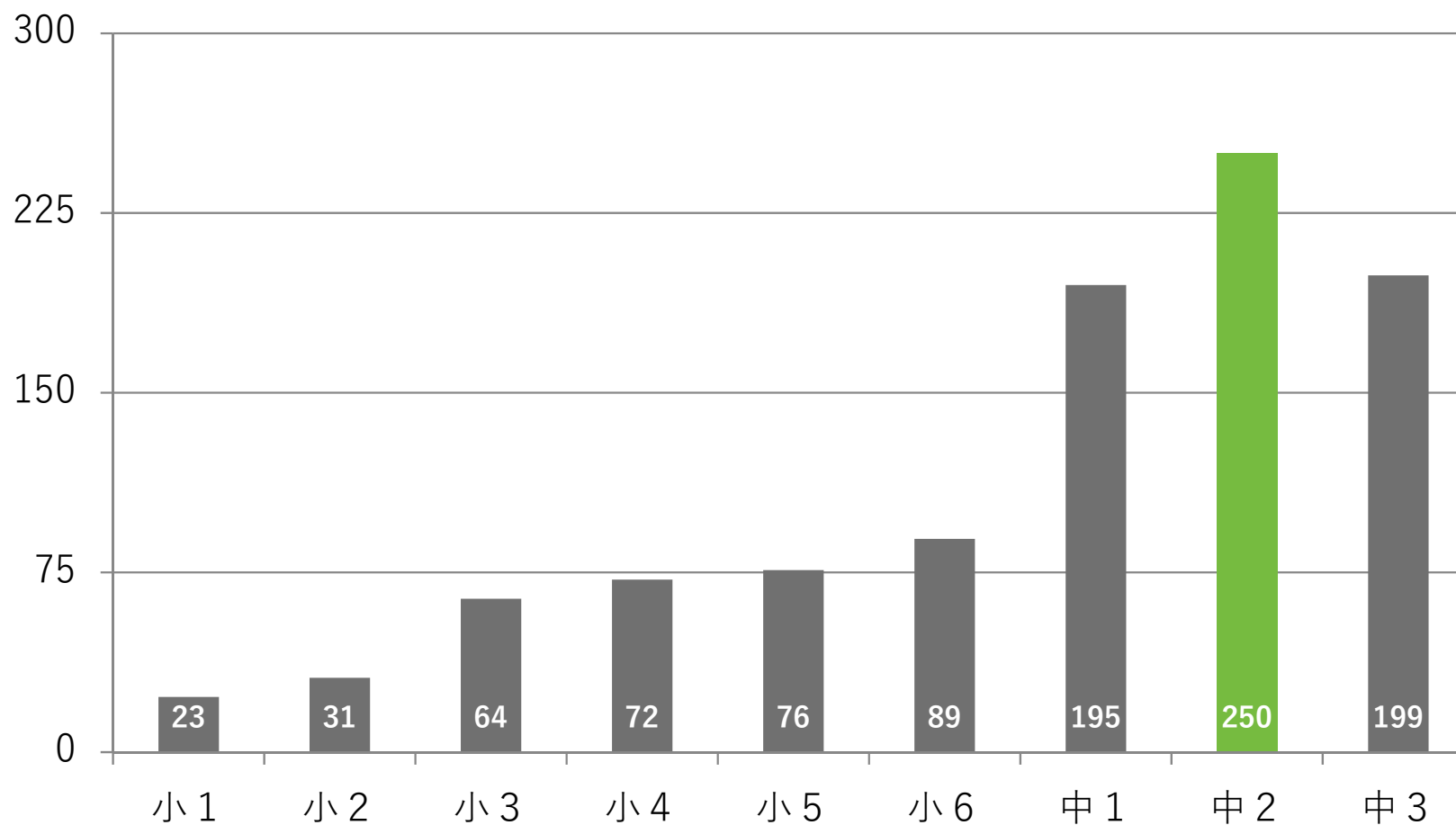
枚方市の不登校児童・生徒数の推移



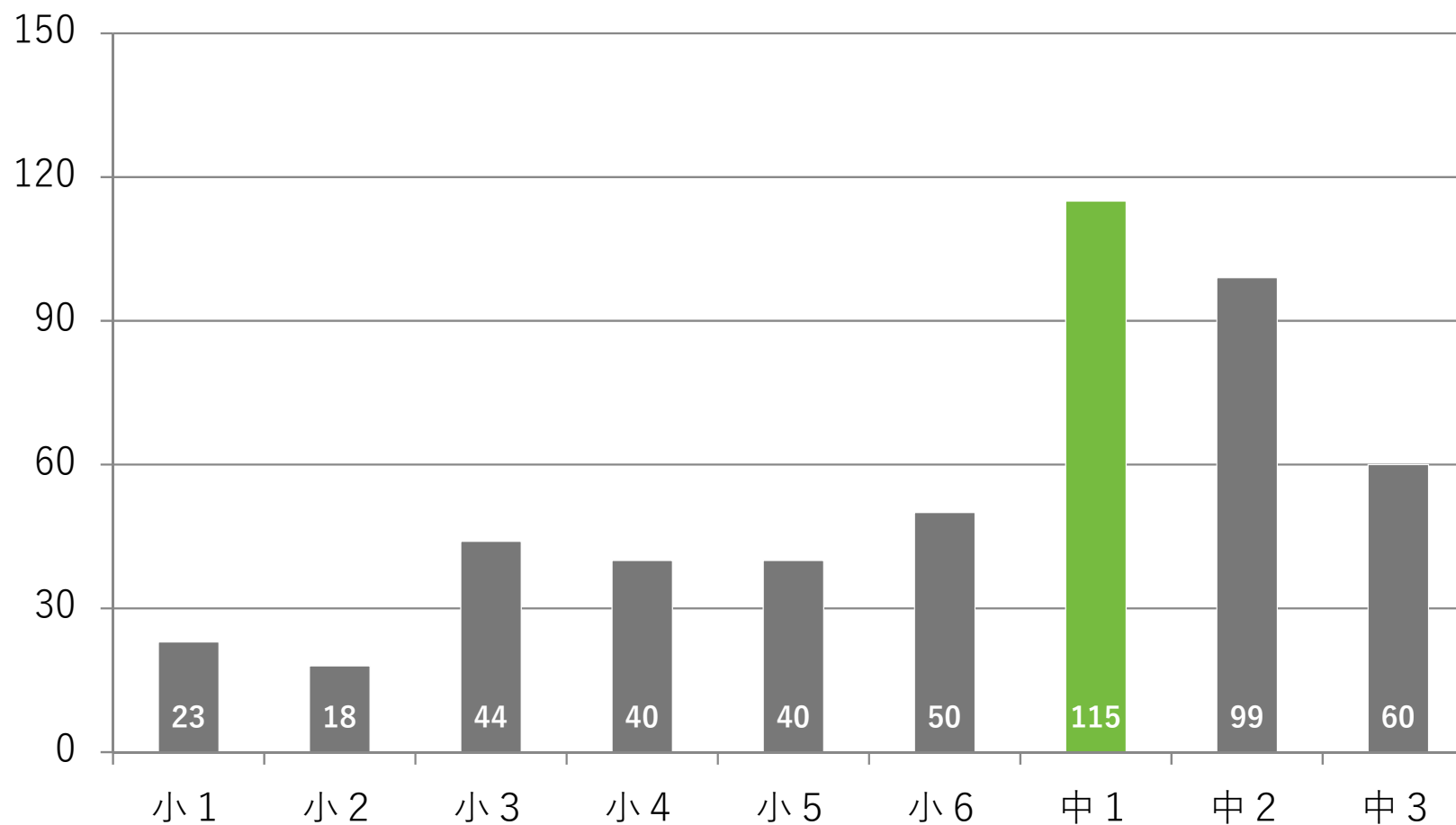
枚方市の新規不登校児童・生徒数の推移



令和4年度 不登校者数【学年別】



令和4年度 新規不登校者数【学年別】



令和4年度 不登校者数【新規不登校割合】

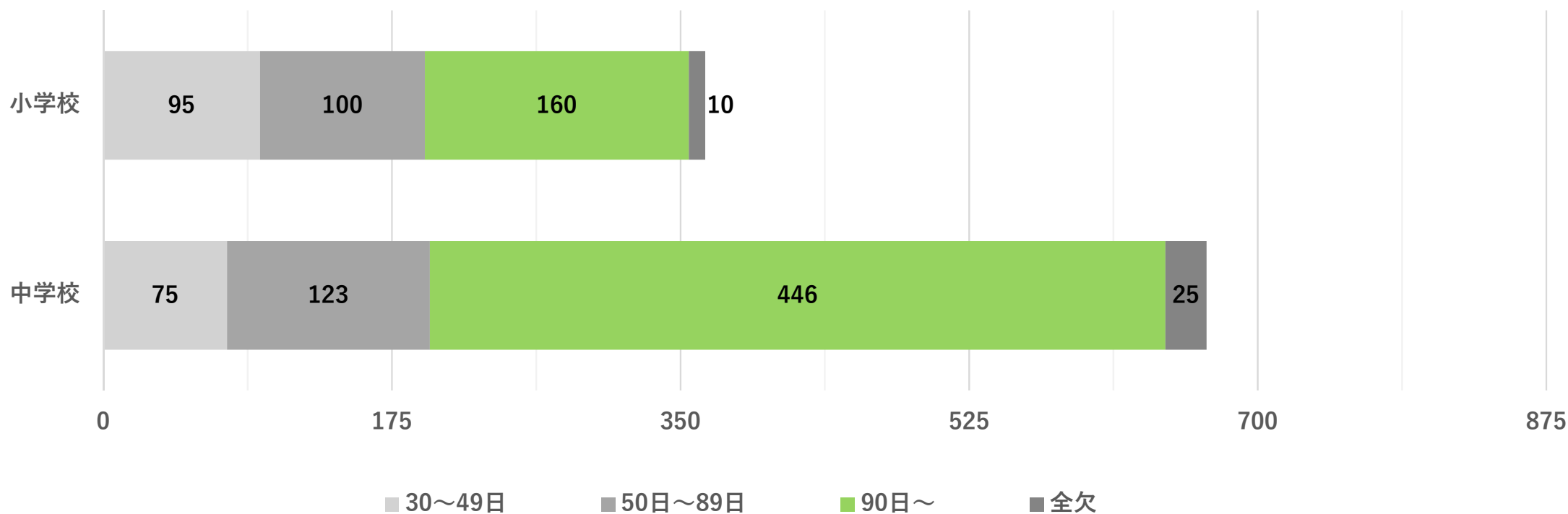
小学校

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
不登校者数	23	31	64	72	76	89
新規不登校者数	23	18	44	40	40	50
新規不登校割合	100%	58%	68%	55%	52%	56%
継続	0	13	20	32	36	39

中学校

	中1	中2	中3
不登校者数	195	250	199
新規不登校者数	115	99	60
新規不登校割合	59%	39%	30%
継続	80	151	139

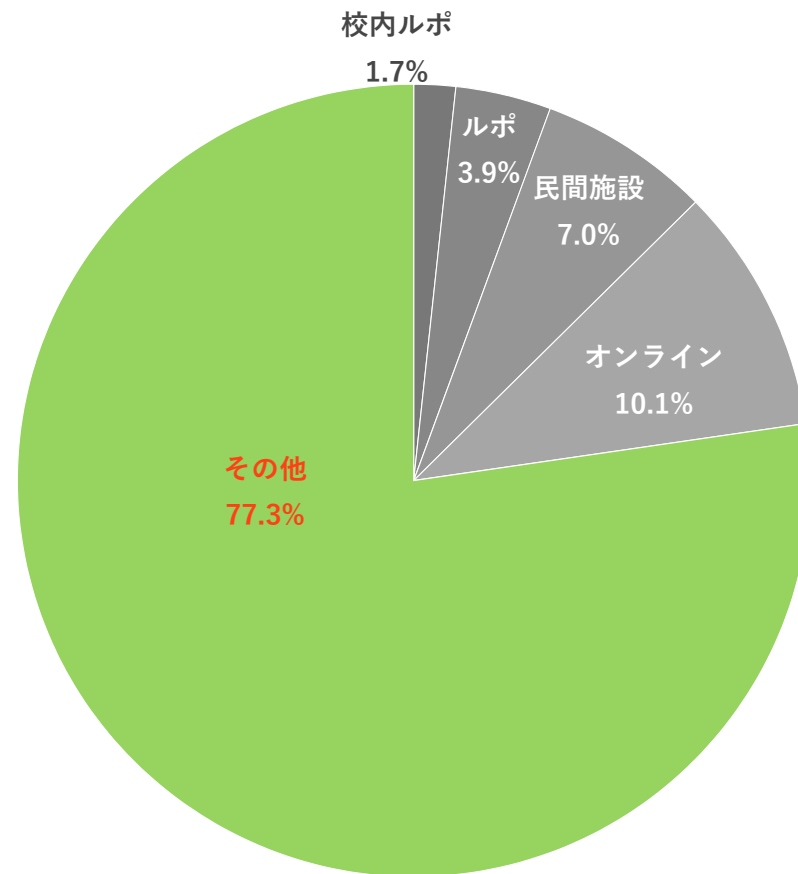
令和4年度 欠席日数別 不登校児童・生徒数



令和4年度 不登校児童・生徒 教育機会

小学校

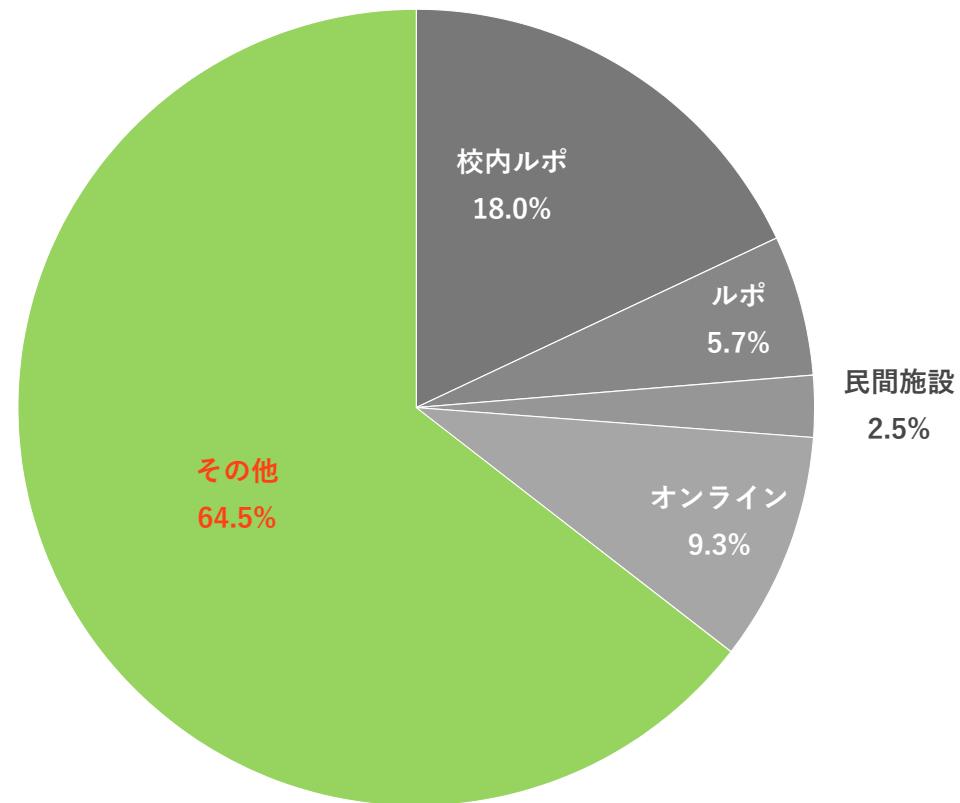
全欠以外の355人
(30日以上全欠含む)



令和4年度 不登校児童・生徒 教育機会

中学校

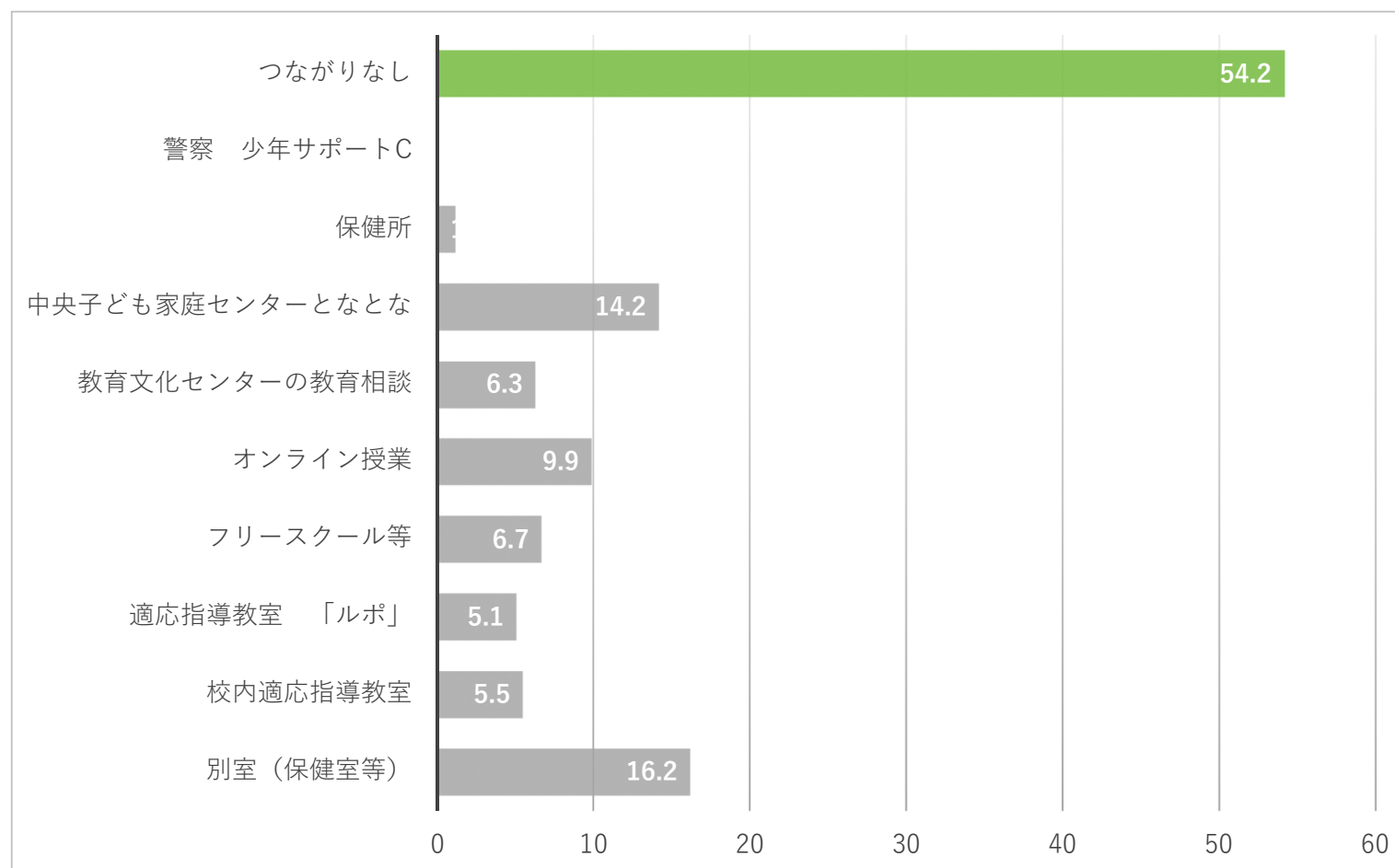
全欠以外の644人



(参考) 令和5年度 不登校児童・生徒 教育機会

小学校

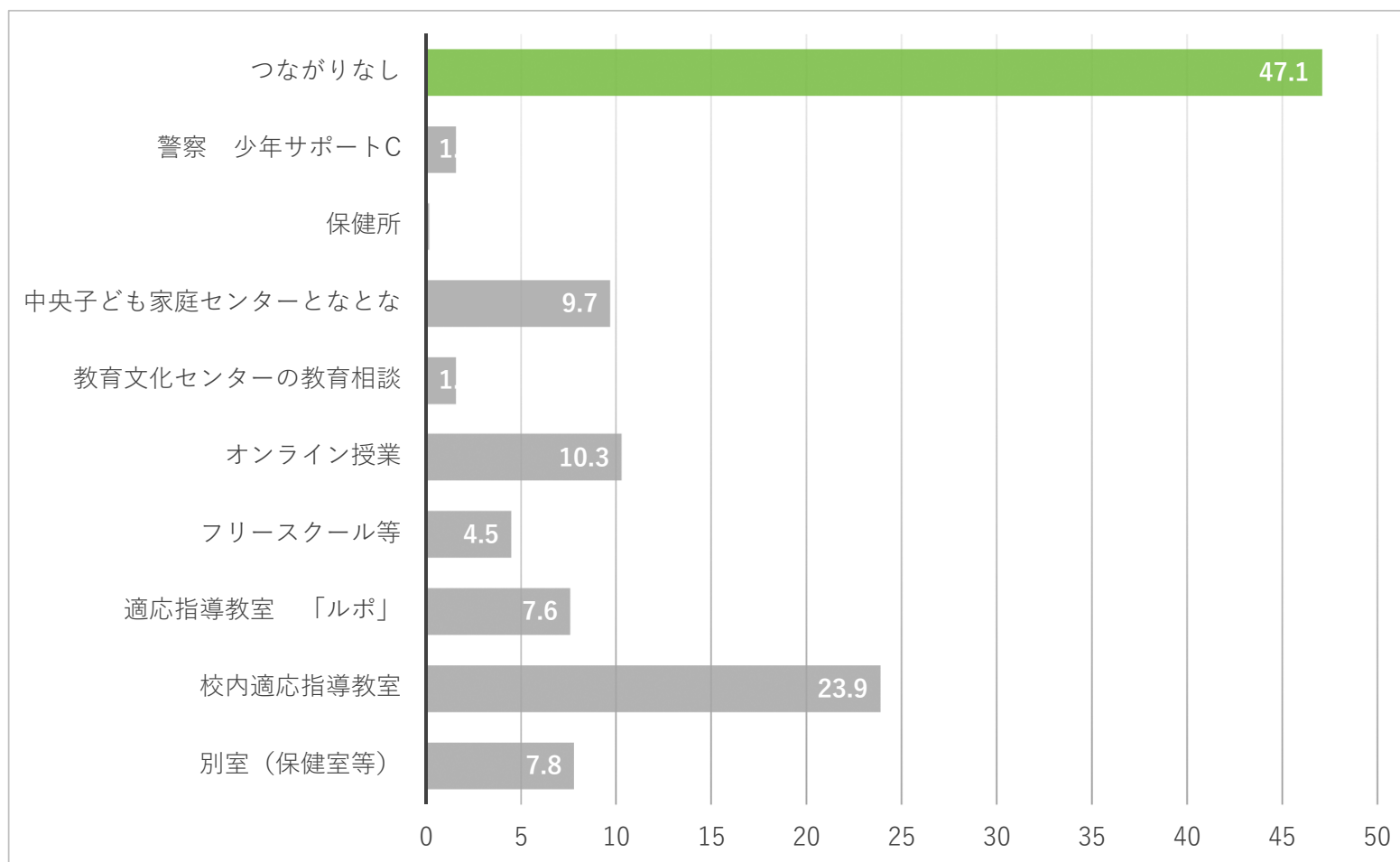
10日以上欠席者のうち、
「不登校」として計上されている
不登校児童・生徒への支援状況
(R5.1学期末(%))



(参考) 令和5年度 不登校児童・生徒 教育機会

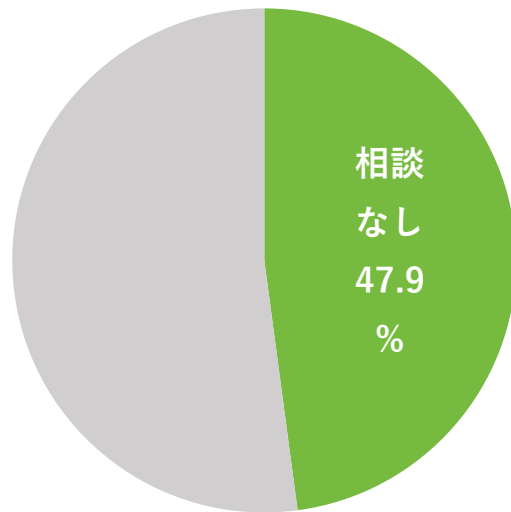
中学校

10日以上欠席者のうち、
「不登校」として計上されている
不登校児童・生徒への支援状況
(R5.1学期末(%))

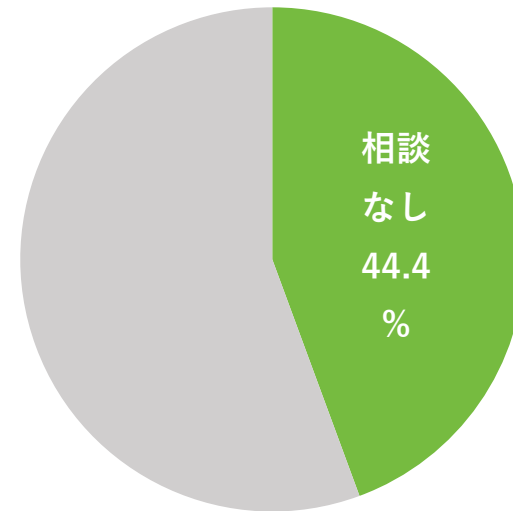


令和4年度 学校内外で専門家等の相談・指導を受けていない人数

小学校



30日以上の欠席
355名

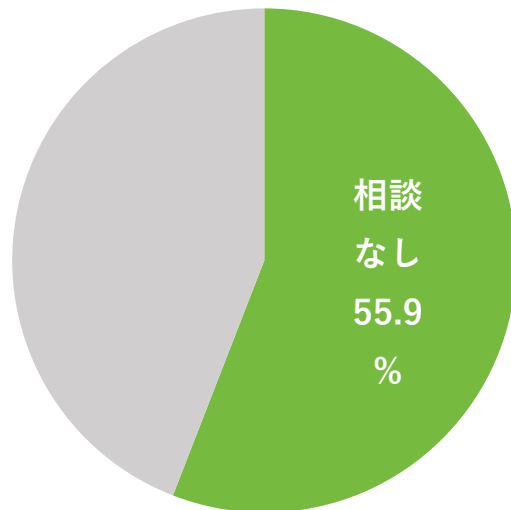


90日以上の欠席
160名

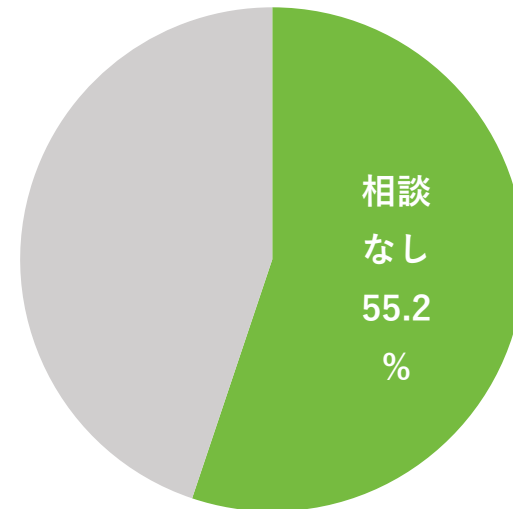
「相談なし」の場合でも専門家以外との相談をしている場合あり

令和4年度 学校内外で専門家等の相談・指導を受けていない人数

中学校



30日以上の欠席
644名

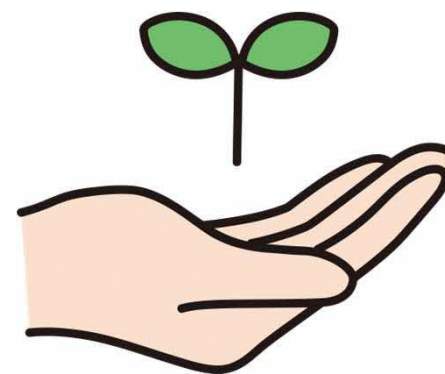


90日以上の欠席
446名

「相談なし」の場合でも専門家以外との相談をしている場合あり

2

枚方市の不登校に対する取組



学校への支援

5つのレベルに応じた不登校対応例 (R3 年度保存版)

枚方市教育委員会
教 育 支 援 室

学校対応

連携対応

レベル1 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が5日以下

担任による電話連絡【実態把握】

★チェックポイント

- ☐ 欠席理由
- ☐ 医療機関への受診の有無について
- ☐ 次回の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認

安心できる
声かけ

次の登校
時の連絡



* 学級・学年・教科など、学校園内での情報提供 *

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況
なども有力な情報に
なります。

レベル2 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が10日以下

担任による家庭訪問【実態把握】

★チェックポイント

- ☐ 子どもの表情・様子
- ☐ 家庭の養育環境
- ☐ 子どもの生活リズム
- ☐ 保護者の見立て
- ☐ 子どもの友人関係
- ☐ 登校への意欲レベル
- ☐ 子どもと保護者の関係性

家庭の思いを尊重
した態度で実施



* 生徒指導・学年・委員会・SC・SSW との連携 *

- ①養育環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容
は、学校全体で共
有する。

レベル3 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家へつなぐ
- ・別室対応（校内適応指導教室）

③ 校内体制の確保（人員、時間、場所）

④ 協力体制の確立（他学年、支援学級、管理職など）

学校へ行くことをゴール
とせず、家庭の意向に沿
った登校の仕方を模索す
る



* 学校外の組織との連携 *

- ①枚方市適応指導教室「ルポ」（毎年登録・入室手続きが必要）
枚方市教育文化センター別館 1F（TEL：050-7102-3154）
- ・登室・訪問指導
- ・学校と連携・出席扱い（校長裁量）
- ②院内学級
- ③フリースクールなど
- ④その他必要に応じてつなぐ関係機関
- ・医療・診療内科（発達の問題）・少年サポートセンター（非行）など

5つのレベルに応じた不登校対応例

欠席日数に応じた対応例や関係機関との連携方法を示し学校を支援

レベル4 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

- ① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。
- ② SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い目的意識を持って組織的に対応する。
- ③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的関係機関への通知や通告義務があることを管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

法的根拠
に基づい
た説明



* 重大事案を想定した連携する関係機関 *

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	子どもの育ち見守りセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5 年間の出席が10日以下、かつ家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチしたことを形として残す。
また、日々の学校対応を記録しておく。
・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など

* 重大事案に発展しないための緊急的な連携 *

- ①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急的に関係諸機関と連携する。
→教育委員会へ通告書の写しを提出
→子どもの育ち見守りセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供
- ②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。
→スクールロイヤーに相談（教育委員会を通して）

重要

- ①子どもの命を守ることを最優先に考える。
- ②家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れない！
- ③個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。
- ④普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない。

不登校対応（保護者への情報提供）

不登校支援ガイド

不登校の支援のあり方や、学校内外における
相談窓口等について掲載



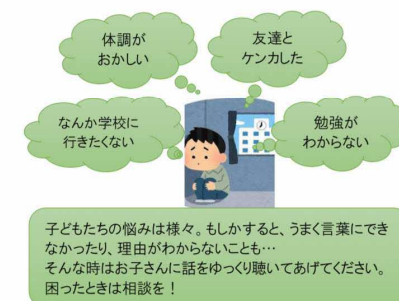
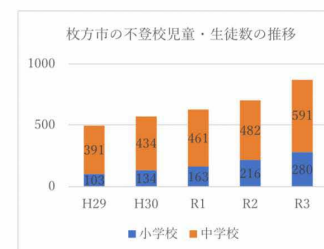
枚方市不登校支援ガイド

令和4年10月 枚方市教育委員会

不登校とは

不登校とは、ある年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者をいう。

【引用】文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」 令和3年10月13日



不登校支援の考え方

- ◆不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得る。^{※1}
- ◆不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方は個々の状況によって多様である。^{※2}
- ◆「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。^{※3}

【引用】

※1 文部科学省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」平成29年3月

※2 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日

※3 文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」 令和3年10月13日

相談してください

各学校

不登校児童・生徒及び保護者との面談やスクールカウンセラー[※]等の専門家を含めた支援体制により、個に応じた支援に努めています。

教育委員会

専門家等の配置や電話相談窓口の設置、教育文化センターにて教育相談や不登校の児童・生徒が登室できる適応指導教室を設けています。

関係機関

福祉部局等が児童・生徒及び保護者が抱えている様々な課題（親子関係、発達関係等）に応じた相談を行っています。

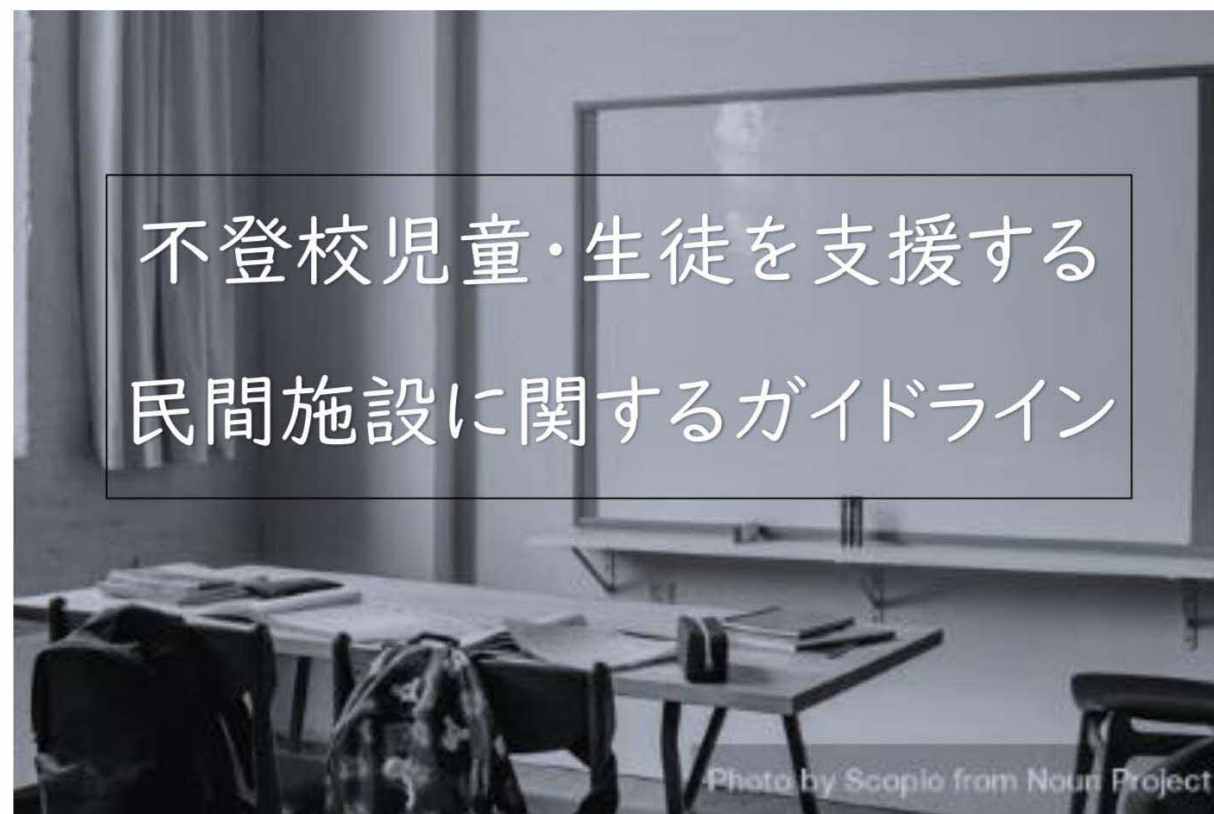
民間支援団体等

不登校の児童・生徒を受け入れ、その児童・生徒の状況に合わせた学習や体験等の様々な教育活動を行っています。

不登校対応（保護者への情報提供）

不登校児童・生徒を支援する 民間施設に関するガイドライン

市教育委員会として学校が、民間施設に通所する不登校児童・生徒の「出席扱い」について判断する際に留意すべき点を目安として示したガイドラインを策定



適応指導教室「ルポ」

設置目的

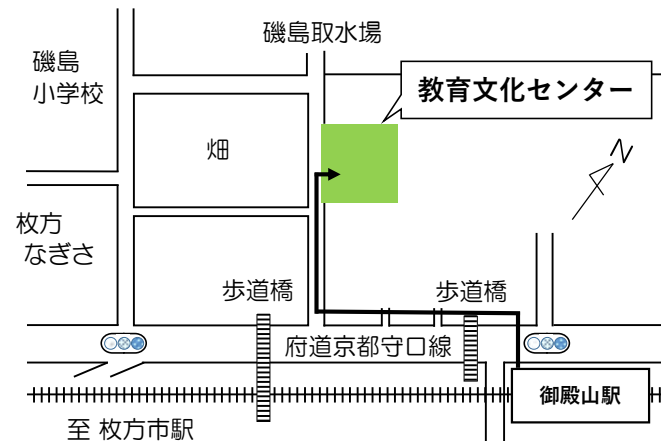
不登校状態にある児童・生徒に対し、人間関係のあり方や自己決定の方法等について学ぶ場を提供するとともに、多様な活動を通して個に応じた支援と指導を行いながら、該当児童・生徒の社会的自立をめざす。

開室日時

毎週 月～金曜日、午前10時から午後3時。(夏・冬・春休みは閉室します。)

開室場所

枚方市立教育文化センター1Fです。



適応指導教室「ルポ」

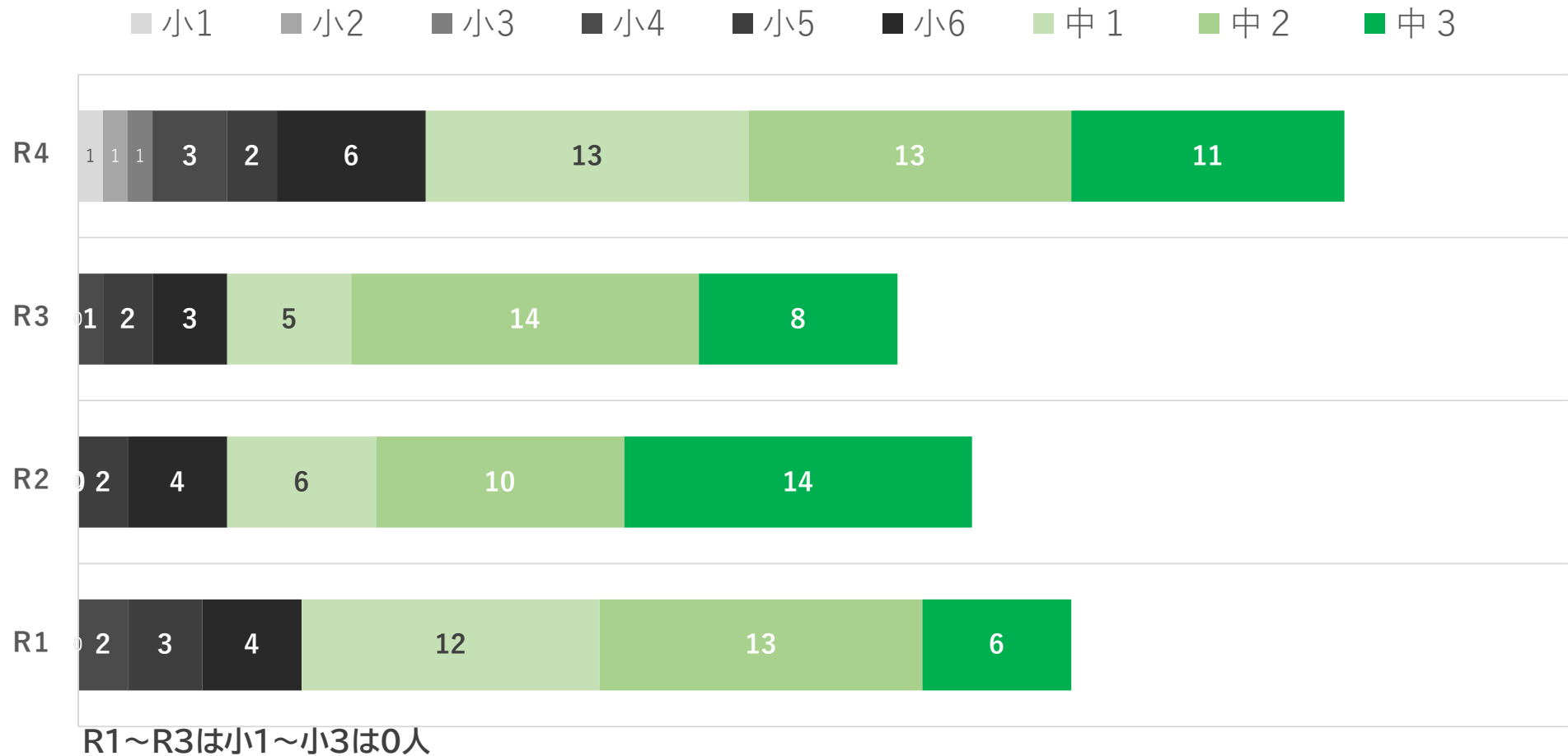
	午前（10：00～12：00）	午後（13：00～15：00）
月	個人活動 学習活動	グループ活動等
火	個人活動 学習活動	グループ活動等
水	個人活動 学習活動 カウンセリング（子ども）	グループ活動等 カウンセリング（保護者）
木	個人活動 学習活動 カウンセリング（子ども）	グループ活動等 カウンセリング（保護者）
金	個人活動 学習活動	グループ活動等 ミーティング（行事前）

キャンプ
ウォークラリー
調理実習
等

各種体験活動
の実施

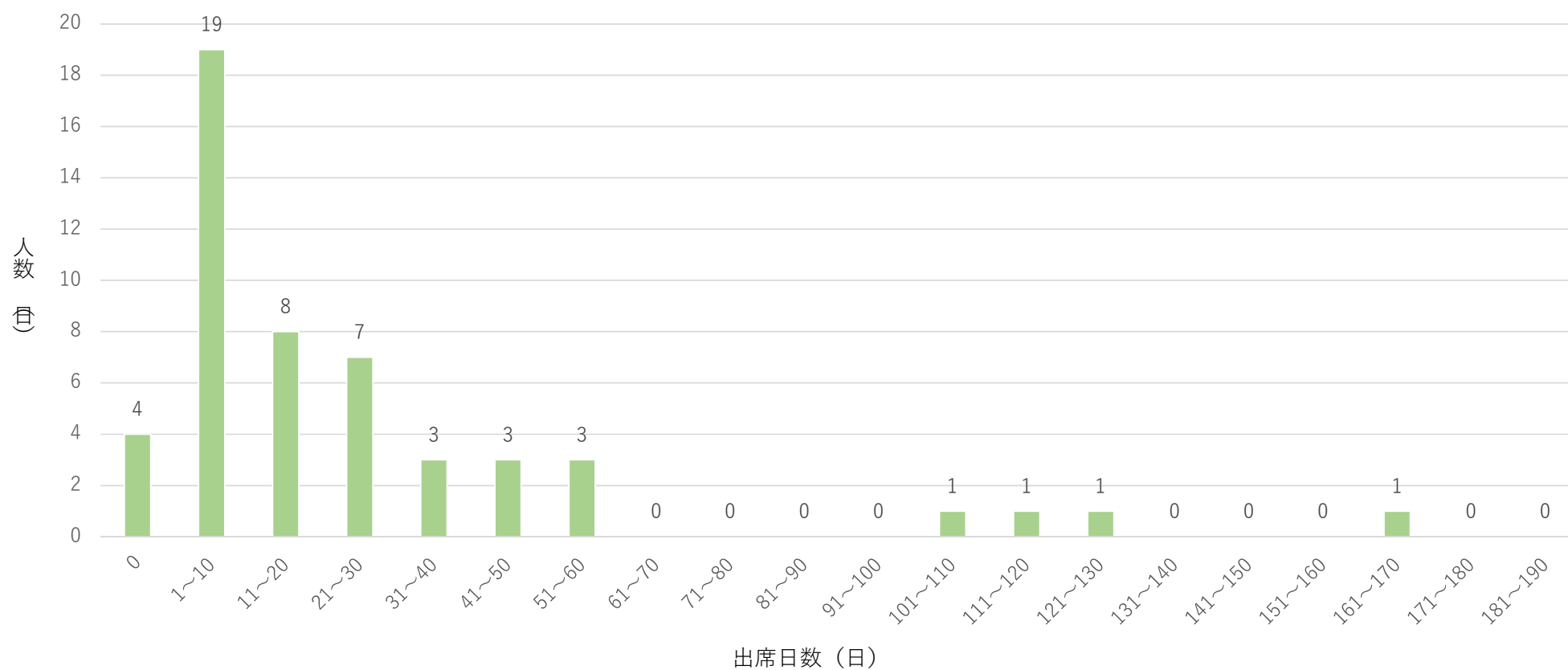
適応指導教室「ルポ」

登録人数



適応指導教室「ルポ」

令和4年度 ルポ登室日数別



適応指導教室「ルポ」

Minecraftを使った取組

参加

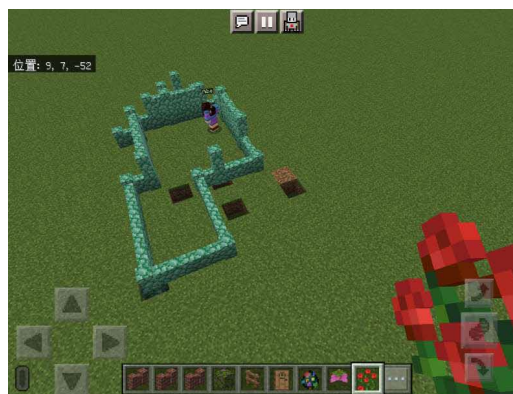
7月5日(水)

9名参加（内1名はオンライン）

8月18日(金)

4名参加（内3名はオンライン）

この取組時に初めて登室できた児童・生徒あり



子どもの感想

コメントとかしていろんな人とつながれたらいいな
みんながワールドを作成しているので、みんなの作ったワールドをまわりたい
（初めて登室した児童が）また参加したい

Minecraft Educationで
思いっきり遊ぼう！

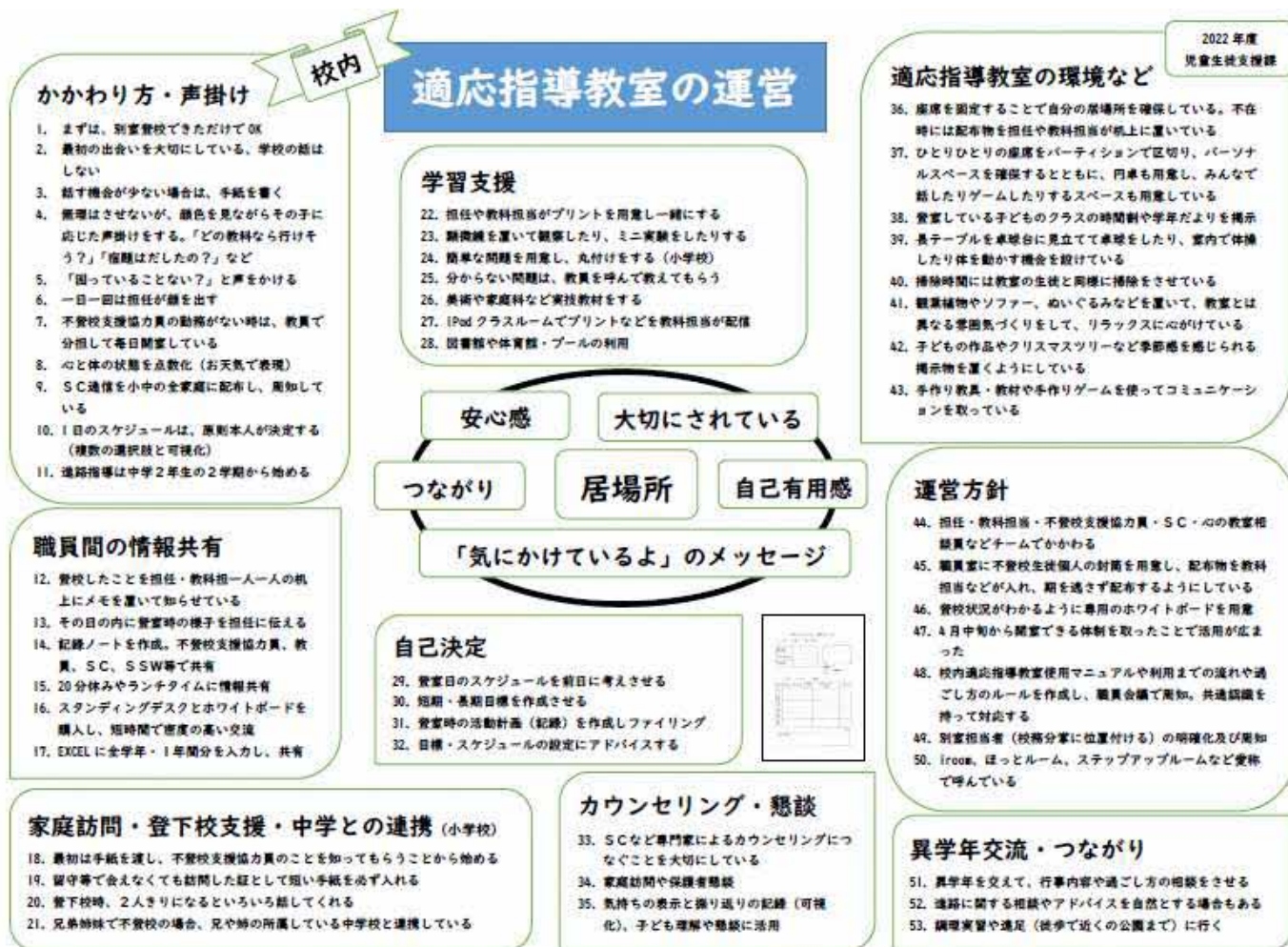
令和5年7月5日（水）
13:00～14:00
枚方市立教育文化センター（ルポ）

または
自宅

※自宅から参加する場合は、
端末が2台あると、サポートがスムーズです。
① Minecraft操作用
② Zoom（オンライン交流用）

申し込みが終わったら…
6月30日（金）までに、専用のアカウントとログインマニュアルをルポの先生から渡します。
7月3日（月）13:00～13:30 接続テスト
（好きな時間にマイクラフトに入ってきてね！Zoomも開設中！）
7月5日（水）13:00～14:00 本番（12:30～Zoom入室可能）

(参考) 枚方市の校内ルポ



学校訪問において担当教員・不登校支援協力員からお聞きした内容です。適応指導教室の運営の参考にしてください。

ICTを活用した不登校児童生徒への対応

VISION(めざすところ)

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざす

MISSION(方向性)

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を行う

VALUE(具体的な方策)

不登校児童生徒への適切なアセスメント

ルポ

●保護者対象Google Classroom
①保護者向け「ルポ予定表」「通知文」などの配信
←学校の周知ミス、遅れの解消
(学校を通しての紙媒体での周知に加えて、オンラインにて周知する。)
②出席確認等にメールを活用

オンライン

●保護者・教員対象MEET
①オンライン学校面談
②オンライン担任連絡会
(リアル版との選択制)
③オンライン保護者懇談会
(リアル版との選択制)
④オンライン教育相談

対面・オンライン

●児童生徒対象
①学習
・ポケモンプログラミング【2学期から開始予定】
・桃太郎電鉄【2学期から開始予定】
・Minecraft

対面・オンライン

②ルポ登室日記(例)
…iPadで作成も可

対面・オンライン

●Google Classroom「ルポポ」
Google Classroom上でのメッセージのやり取り、課題の配信など

オンライン

学校の授業のオンライン配信

オンライン

メタバース登校について検討中

オンライン

各種フリースクールの紹介
eスポーツ【2学期から開始予定】

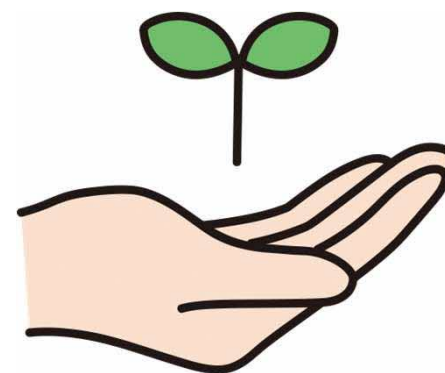
対面・オンライン

不登校に関連する相談窓口

子どもの笑顔を守るコール (児童生徒支援課)	・ 学校園生活全般についての電話相談 ・ 月～金 9:00～17:00 『教育安心ホットライン』 072-809-2975 『いじめ専用ホットライン』 072-809-7867
教育相談 (教育文化センター：2F)	・ 専門的な知識及び経験を有する相談員による子どもの発達や性格行動面についての心理相談や心理検査 ・ 要予約（学校→市教委へ連絡）
枚方市子どもの育ち 見守り室（となとな）	・ 子どもとの接し方・親子関係・友達関係・発達・行動上の問題などの相談 ・ 月～金 9:00～17:30 ・ 要予約（まずは電話で相談 050-7102-3221）
青少年相談 枚方公園青少年センター	・ いじめ、不登校、ひきこもり、中途退学、人間関係等の相談 ・ 第1月曜日（17:00～19:50）、第3月曜日（16:00～19:50） ・ 072-844-7830
こころの健康相談 (保健所 保健医療課)	・ こころの病についての相談を医師や精神保健担当職員が行う。 ・ 072-807-7623
大阪府中央子ども 家庭センター	・ 子どもや家庭についての相談、おおむね25歳までの青少年についての相談 ・ 月～金 9:00～17:45 ・ 072-828-0161

3

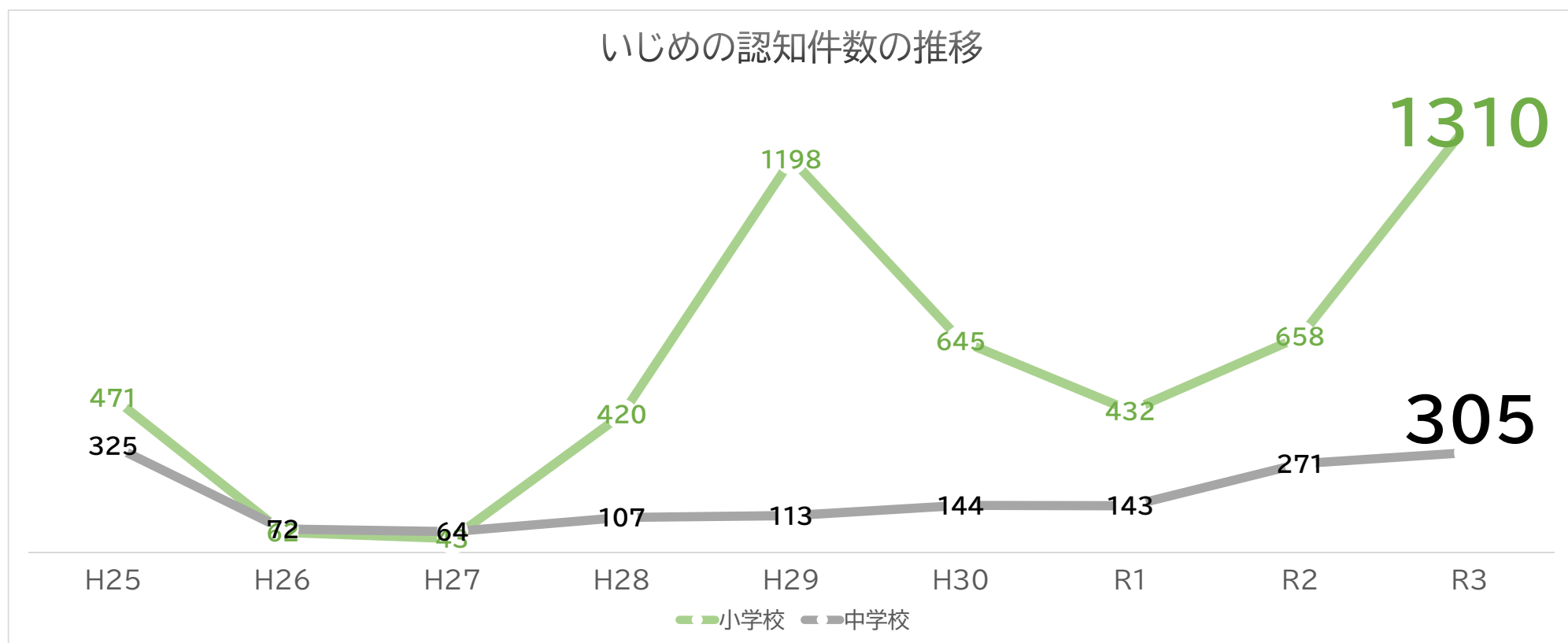
いじめについて



いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

いじめの認知件数



いじめの相談について



枚方市いじめの相談体制

相談しやすい方法で相談してね

電話で相談 	枚方市教育委員会 (平日9:00～17:00) 教育総務部ホットライン TEL 072-809-2975 いじめ専用ホットライン TEL 072-809-7867 FAX 072-851-9335 枚方市人権政策室 (平日9:00～17:30) いじめ相談専用電話 TEL 072-841-1656 FAX 072-841-1700	大府市教育委員会 すこやか教育相談 (24時間対応) TEL 0120-0-78310 すこやかホットライン (平日9:30～17:30) TEL 06-6607-7361 (子どもから) さわやかホットライン (平日9:30～17:30) TEL 06-6607-7361 (保護者から)	文部科学省 24時間子どもSOSダイヤル (通話料無料) 0120-0-78310
メールで相談 	枚方市人権政策室 メールによる相談 @line@city.hirakata.osaka.jp (24時間受付、回答は後日)	大府市教育委員会 すこやかホットライン (24時間受付、回答は後日) 子どもから sakuyaka@edu.osaka-c.ed.jp さわやかホットライン (24時間受付、回答は後日) 保護者から sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
LINEで相談 	大府市教育委員会 LINE相談 毎週月・火・水・木・日曜日 7:00～21:50 LINE相談カードのQRコードから	面談で相談 	枚方市人権政策室 面談による相談 (市役所にて) 事前に電話、FAX、メールで 予約をお願いします
手紙で相談 	枚方市人権政策室 手紙による相談 専用封筒をポストに投函 専用封筒は学校に1回配付	タブレットで相談 	SNS相談 (平日9:00～17:30) タブレットからアプリ「いぼーち」で

文部科学省 いじめ相談窓口
<https://www.sos.go.jp/info/naeru/shutousaku/index.html>
 05117210.htm

枚方市教育委員会 総合相談窓口
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004177.html>

大府市教育委員会 いじめ相談窓口
<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sakuyaka/index.html>

枚方市人権政策室 いじめ相談窓口
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048025.html>